

安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月6日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安芸高田市国民健康保険条例(平成16年条例第114号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章から第5章まで (略)	第1章から第5章まで (略)
第6章 罰則	第6章 罰則
第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、	第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、

<p>又は虚偽の届出をした 場合は、10万円以下の 過料に処する。</p> <p>第12条から第14条まで (略)</p>	<p>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定によ り被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の 過料に処する。</p> <p>第12条から第14条まで (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。